

1. 議事日程第2号

(平成21年第9回大口町議会定例会)

平成21年9月8日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案に対する質疑
日程第2 決算特別委員会の設置
日程第3 南小学校建設準備特別委員会の設置
日程第4 議案の委員会付託
日程第5 請願の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	森 進
教育長	長屋 孝成	地域協働部長	大森 滋
地域協働部参事 兼環境課長	野田 透	健康福祉部長	村田 貞俊
建設部長 兼都市整備課長	近藤 定昭	総務部長 兼政策推進課長	近藤 則義

総務部参事 兼農業公園 構想推進室長	杉本勝広	生涯教育部長	三輪恒久
生涯教育部参事	鈴木一夫	生涯教育部参事 兼生涯学習課長	松浦文雄
会計管理者	星野健一	町民安全課長	前田正徳
地域振興課長	平岡寿弘	戸籍保険課長	江口利光
福祉子ども課長	馬場輝彦	保 育 長	中野幸子
健康生きがい課長	吉田治則	建設農政課長	鵜飼嗣孝
行政課長	掛布賢治	税 務 課 長	河合俊英
学校教育課長	近藤孝文	生涯学習課主幹	櫻井敬章
監査委員事務局長	近藤勝重		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小島幹久	議会事務局 次 長	佐藤幹広
--------	------	--------------	------

開議の宣告

議長（齊木一三君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（齊木一三君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私、国民健康保険の運営協議会の委員でもあるんですけども、このときに述べさせていただいたんですが、38万円から4万円、出産一時金を引き上げるということについては別に反対するものではないんですけども、ちょっと数字が縁起の悪い数字じゃないかなあということ、私はそのときに指摘させてもらったんですけども、4万円上げてもいいかんし、5万円上げてもいいかんし、もうちょっと上げておかないと、気にする人はこれ気にするんじゃないかなあというふうに私は思うんですけども、これは国の方で決められたことですよ。健康保険法施行令というのは町が決めたわけではなくて、国の方で決められたものだというふうに思うんですけども、町独自に上乘せする気はないのか、ちょっとお伺いしておきます。

議長（齊木一三君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（江口利光君） 38万円から42万円にということですが、42万円とした理由といたしましては、日本産婦人科医が全国の公的病院、あるいは私的病院、さらには診療所を対象といたしまして、出産費の実勢価格の調査を行っております。この全国平均を踏まえた額が42万円ということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、町といたしましては、上乘せにつきましては考えておりません。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1 番(吉田 正君) 縁起が悪いとか悪くないとかで金額を決めるのも何かと思いますけれども、しかし少子化で、子供さんというのは本当に大切だという意識もどんどん高くなってきているわけですね。だから、そういう中であんまり縁起の悪い数字というのはよくないなあというふうに私自身は思うんです。

あと、全国産婦人科学会か何かのその調査なんですけれども、現実にはもっとかかるということと言われる人も中にはあると思うんですけれども、そこら辺で、例えば町独自で調査されたことというのはいないんですか。

議長(齊木一三君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(江口利光君) 出産費につきましては、全国まちまちな金額になっております。

特に、関東方面につきましては高い傾向にあり、関西の方につきましては低いような傾向にございます。愛知県につきましては、ほぼ平均ぐらいの単価になっております。

町といたしまして、独自に調査をしたということはありません。

議長(齊木一三君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、これをもって議案第60号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第61号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第61号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第62号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第63号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号 平成21年度大口市一般会計補正予算(第4号)の質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田進君) 歳出の18、19ページ、13委託料、12南小学校整備調査委託料1,440万6,000円、これはどのような整備を前提にした調査委託料か、御説明をお願いします。

議長(齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 土田議員の御質問に説明させていただきます。

今回、南小学校整備調査委託料ということで1,440万6,000円お願いいたします。内訳といたしまして、さきの議会で御答弁させていただきましたように、南小学校の建設についてPFI方式の導入も考えてということで、PFI導入可能性調査費を約600万円ほど、それから南小学校の校舎そのものが築38年ないし37年を迎えておりますので、この校舎に対する老朽度を調査するための耐力度調査費を600万円。それから、現在学校用地の拡張の交渉を行っておりますけど、学校敷地の測量費を85万円ほど、それから、同じく今交渉しております購入予定地の地質調査費を100万ちょっと予定しております。

いずれにつきましても、南小学校の校舎改築につきまして、PFI方式がいいのか、従来の方式がいいのかということを検討するための調査費でありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田進君) 昨年、耐震診断設計委託料525万円をかけたところでありますので、また今回これだけの金額をかけるということは、合計で2,000万円ぐらいになろうかと思えます。

大地震はいつ起きるかわかりませんが、一日も早く南小学校の生徒たちが安全で安心できる環境で勉強できるよう願うものでありますが、さりとて財政難の折でもありますので、無駄金にならないよう慎重な対応を望みます。よろしく申し上げます。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽勉君) 私は今の土田議員のPFI導入の関係も含めて、6点質問させていただ

きます。

まず1点目は、国の政権が大きく変わろうとしております。また、その新しい政権は補正予算をも凍結するというような発言もありますが、これらの政権が変わることによりまして、本町に与える影響、事業に対する支障はないのか、その辺の御判断をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、歳出の10、11ページ、財政調整基金費の繰越金の積み立てでございますが、この積立額は20年度の繰越金5億3,665万4,946円の半分と、プラス167万2,000円という説明があったかと思っておりますが、その167万2,000円はどのようなものか教えていただきたいと思っております。

それから、同じくその下のところにあります地域自治推進事業の報償金、まちづくりを考える会委員とありますが、この考える会の委員の構成をお伺いします。委員はどのような人がなれるのか、また委員は何名で構成するのか、その辺を教えていただきたいと思っております。

次に16、17ページ、二つ目の土木総務費のところの緊急雇用の臨時職員の雇い入れ。これにつきましては、もう既に雇い入れをしておると思っておりますが、その方たちの継続、更新するものか、また新たに雇い入れられるものか、その辺のところを教えていただきたいと思っております。

それから、今、土田議員が質問されました18、19ページの南小学校整備調査委託料に関しまして、ただいまその調査委託内容についての説明がございました。

その中で、PFIの導入可能性調査が600万ということでしたが、私ども委員会では、さきに東郷町の視察に行っまいりましたところ、東郷町では346万5,000円でした。そう変わらんといえれば変わらんかもしれませんが、ちょっと開きがあるような気がいたしますが、その辺、導入可能性調査という内容に違いがあるのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、同じく18、19ページの社会教育費のところに、「親子たけのこ自然教室竹林整備委託料」とありますが、この整備委託の具体的内容をお伺いします。

以上でございます。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、丹羽議員から御質問いただきました2点について回答させていただきます。

まず最初に、今回の政権交代によって国の補正予算凍結ということで、本町への影響がいかんというような御質問であったかと思っております。

これにつきましては、まだ今度16日から臨時国会が開かれるというようなことでございますし、全容がまだはっきり言って私の方も把握していないという状況でございますので、今後、国の動向を十分把握させていただきまして、また影響等について検討していきたいというふう

に考えております。これがどのような影響、さらには金額等を含めましてどのような分野に及ぶかについては、まだ現状はつきり申し上げられない状況でございますので、このような情報収集に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に2点目の、10ページ、11ページの財政調整基金費の積み立ての額でございます。

今回の補正は2億6,999万9,000円ということでありまして、この金額は先ほど御質問の中にごさいましたように、実質収支額、前年度繰越額でございますが、5億3,665万4,946円に地財法でいいます2分の1を乗じまして算出しました。さらに、この端数が生じるわけございまして、この金額に167万2,000円を加えまして、当初予算で1,000円計上してございまして、2億7,000万円になるようにということで、ちょうど切りのいいところで積み立てをさせていただいたということでございます。

なお、この補正前の額の150万につきましては、財政調整基金の預金利子ということになっております。その1,000円が積み立ての額で当初上げさせていただいたものでございまして、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 10ページ、11ページのまちづくりを考える会についての御質問をいただきました。

委員はどういう人かということで、この委員につきましては、現職の今年度の区長さんとその他行政区の推薦される方1名ということで、人数ですが、原則として各行政区から2名をお願いしております。場合によっては、若干ふえることも予想しておりますので、24名で予算を計上させていただいております。以上です。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） 16ページ、17ページにあります土木管理費におけます緊急雇用の採用の内容についてでございますが、こちらは、現在採用しております者につきましては、道路・水路の草刈り、穴埋め等を行っておりますけれども、今回の事業につきましては新規事業が対象になるということで、今予定しておりますのは過去における土木関係の図面のデジタル化、PDFにして保存するということが一つと、もう一つが官民境界の立ち会いをずうっとしておるわけですが、それが今まで紙ベースでございましたので、資料が相当の紙でございますので、新しく立ち会いするときに隣接地とのデータを探し出すときに相当苦労しておりますので、今回デジタル化することによって、検索等を軽くして進めたいなということで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） それでは、丹羽議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどPFIの内訳の方を御説明させていただきまして、近隣市町であります東郷町が346万5,000円という説明がありました。ほかにも三重県の四日市市でも同じような方式で建築がされておりますけど、条件がそれぞれ違うんじゃないかなとは思っております。東郷町の場合ですと、2校統合による新規の学校建設、それから四日市市でありますと複数校を含めた、3校ぐらいの同時発注という形でありますので、それぞれ額が違っておるかと思えます。

今回、私どもが計画しておりますのは、先ほども言いましたように、学校用地が拡張できるかどうか、学校用地が購入できるかどうかの2案も含めて、その中でどれぐらいの規模の学校ができるかどうかという御提案までいただいての見積もりをいただく予定であります。

ですから、この数字が高いかどうかというのは頭の中に入れながら、執行に際しては適正な執行を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 18ページ、19ページの家庭教育推進事業の親子たけのこ自然教室についての補正の御質問でありました。

この親子たけのこ自然教室については、平成21年度の事業として大きく推進事業を上げさせていただいておりましたところ、緊急雇用創出事業の一環の中に該当するということがわかりまして、これに相乗って、既に4月、6月と、タケノコ掘りとか竹御飯づくり、竹筆づくり等が既に終わっておりますけど、今後については、竹を使った笛づくりとか、竹紙による年賀状づくり、竹でパンづくりというものを計画しているものでございます。

内容は、委託料で実施させていただきます。該当分野についてはかなりの分野がございます。その中10項目にある分野の緊急雇用対策の中の教育・文化の方で申請をさせていただいて、今回補正させていただくものです。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 緊急雇用の関係でちょっとお伺いしますが、一応緊急雇用は6ヵ月ないし最大1年契約ということでお聞きしておりますが、この期間が経過した後も就職できないというような場合は、どのようにフォロー、支援されていくのかお伺いいたします。

それから南小学校の整備委託料の関係ですが、さきに委員会協議会のときに、教育委員会の方でPFIを導入するという事も視野に入れてというような話でありましたが、町長部局との意思の疎通がなかったやに私は受けたわけでございますが、その辺のところは、今回予算として上がってきたわけですので、既に意見調整もされて、町としての方針ということで理解してよろしいか、お伺いいたします。

それから、たけのこ自然教室でございますが、大口町にはまだまだたくさんの竹林、竹やぶ

があると思いますが、まずはその竹やぶが大口町全体でどのくらいあるのか、その辺をちょっとお伺いします。

また、この竹林の利用、ほかにもボランティアで有効に活用してみえるところがあるやにもお聞きします。そのような場合には、どのような手続により町からの委託が受けられるのかどうか、その辺のところもお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（森 進君） 今、丹羽議員さんからお話がありました、南小学校の整備に係る今回の調査委託料の補正予算の提出につきましては、町の方針として、教育委員会はもちろんでございますが、町長部局との協議の結果の補正予算の計上であります。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 丹羽議員の御質問について、お答えをさせていただきます。

緊急雇用対策の関係でございますが、現在のところはそれぞれが任用期間の中で職を見つけたりされておりますので、継続というような形のものは発生をしていないという形でございます。

ただ、私どもが対策として講じております住宅の方でございますけれども、こういうところの部分がやはり期限つきで退室という形をお願いしている。その際にも、私どもでできる範囲の中で住宅提供等、民間もございまして、またハローワークとの連携をとる中で、私どもで情報が提供できるものについては個々の方に提供し、活動をいただけるようにという形で取り組んでおります。以上です。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） たけのこ自然教室について、竹林等の大口町の中の地区数についてお尋ねだったと思います。

保全地区としましては6カ所、今地区が指定されております。この中の一つが、今回親子たけのこ自然教室で整備が入っております。

また、ボランティアの方でこの場所を利用という御質問でしたが、家庭教育推進事業の一環で、その土地所有者より無償でお借りして使っている土地であり、ボランティアで使用していただくという計画は今のところ持っておりません。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 15ページですけれども、衛生費の予防費のところのがん検診の委託料、今回、5歳刻みでクーポン券の発行ということでございますけれども、このクーポン券の発行

までにはちょっとまだ時間がかかると思いますが、この配布はいつされるのか。そして、いつから利用ができるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（吉田治則君） クーポン券につきましては、今準備中ございまして、9月中には配布、来年の3月末までに検診ができるように準備していきたいと思っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 早いところでは、もう10月からこれが受けられるようなところも出ております。このがん検診のクーポン券が発行されるということに至ったことにつきましては、とにかくがん検診の受診率が世界各国よりも随分低いということで、海外では大体70から80%の方たちが受けられている中で、日本では、国のデータでは20%とありますけれども、大口町では、現在パーセントにしますとどれぐらいの受診率であるのか。そしてまた、今後受診率の向上に向けて、がん検診のクーポン券だけではなくて、ほかにいろんな工夫をされているのかお尋ねしたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（吉田治則君） 子宮がん及び乳がんにつきましては、大口町としましては受診率30%を一応目標としております。

実は今年度、町内の病院1カ所でこれまで受診が可能でありました。女性特有のがんにつきましては、非常にがん全体を見ましても受診率が低いということで、ことし5月から尾北医師会管内の江南厚生病院及び犬山中央病院でも受けられるように、医療機関を拡大したところがあります。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 乳がんにつきましては、この検診の中にはエコーは含まれていないと思いますが、がん検診の中でエコーもすごく大事だと思うんですね。

大口町独自で、エコー検査もこの中に追加をされればありがたいというふうに思います。というのは、検査もそうですけれども、いろんな形でしていかないと見つからないところのがんはやはり見つかっていかないということになりますので、大口町で乳がんのエコー検査、そしてまた子宮頸がんにつきましては、これは細胞診の検診は入っていないと思うんですね。医療機関で詳しくお尋ねしましたときに、やはり細胞診をきちっとやらないと、完全にはわかりにくいという説明もされておりましたので、この子宮頸がんの中には細胞診も含めて検診ができればありがたいなと思っておりますけれども、こういったお考えはないのかどうか。

そしてまた、来年の3月末までに皆さんが検診が受けられるというお話でございましたけれども、一日も早い検診ができるような形で進めていただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（吉田治則君） 乳がんにつきましては、40歳以上の方にはマンモグラフィ、39歳以下の方には超音波も含めて、集団検診もですけれどもやっております。

子宮がんに関しましては、今議員がおっしゃったようなこともあろうかと思えますけれども、今回の受診状況も見ながら検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 11ページですけれども、政策推進管理費で政策推進事業の旅費がありますが、30万円の増額です。

当初予算のときに御説明があったと思うんですけれども、旅費や需用費については精査をしていくと、今年度については。そういう中で、議会も例外なく旅費等々も減額があったというふうに私は記憶しておるわけですが、ここで調査旅費が追加になったということなんです。そういう中でもね。それほど重要な調査がとおりになるんでしたら、ちゃんと説明をしていただかないといけないんじゃないですかね。私、これについての説明はたしか受けていないようなふうに思うんですけれども、そこら辺は一貫した態度で説明をしていただかないと納得ができないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、14、15ページですけれども、緊急保証制度の融資保証料追加、緊急保証制度利子補給金追加ということで、大口町はこの緊急保証制度についてのさまざまな独自の立場で保証制度を拡大していただいて、中小業者の皆さん方からも喜ばれているような状況であろうというふうに認識はしておりますけれども、しかし昨今の不況の中で、倒産に追い込まれる事業所もどんどんふえてきていますね。本当に大口町のすぐそばの近隣のところも、ある企業ですけれども、突然お店を閉められたりだとか、そういう状況等々も聞き及ぶところですが、一方で町としてはこういう保証制度を充実させているわけですが、一方で僕は貸し渋りもあるんじゃないかなあというふうに思っているんです。

例えば、大口町がこの緊急保証制度を使ってもいいですよと行って銀行に回しても、現実にはその融資が受けられなかったという例というのはないんですか。私はそういう調査もぜひしていただいて、それに対しては、これたしか保証協会の100%保証ですので、金融機関が例えば回収できなかったとしても、金融機関そのものは1円も損しない融資制度ですよ。

そういう意味では、貸し渋りは本当になくしていける今のところ唯一の制度じゃないかなあ

というふうに思うんですが、その実態はいかようになっているのか、ぜひお伺いしておきたいというふうに思います。

また、PFIの問題等々はまた委員会で説明を受ければいいのかと思うんですが、18ページ、19ページなんですけれども、その中で親子たけのこ自然教室竹林整備委託料704万2,000円ですけれども、その財源の100%が愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金ということになっておりますけれども、これは補助するというよりも100%事業ですよ。

この親子たけのこ自然教室の竹林整備にこのお金を振り向けて新たな雇用というのは、緊急雇用創出事業ですので、一体どのぐらいの雇用が生まれるんですか。実際に職を失ってみえる方がこの補助金を使って新たに職につけるような、そういう事業にこれはなっているんでしょうか。そうならないと、私は意味がないことじゃないかなあというふうに思うんですが、一度御説明がいただきたいんです。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 10ページ、11ページの政策推進管理費30万円の御質問をいただきました。

今回の補正に当たりまして、今御質問がありましたように、当初予算の考えについて変更したというものではございません。経費削減については今後とも引き続き努めてまいりますわけですが、今後半年まだ今年度ある中で執行してしまいましたので、今回の30万円につきましては具体的にはどこへ計画ということはございませんが、町の施策を展開する中で、各方面への視察を行って研さん、研究してまいりたいということで計上させていただきましたので、よろしくをお願いします。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田正議員の御質問にありました緊急経済対策の関係でございますけれども、緊急保証制度というのは私ども独自のものであって、これは非常に活用していただいております。

こちらの方の保証料補助、利子補給補助の件数が月々非常に増加傾向を強めておりまして、今後、年の瀬、正月を迎えるに当たってさらに利用が増加してくるのではないかとということで、今回増額をお願いするものであります。

また、貸し渋りの件でございますけれども、そういった形の中で受けられないというような形は、20年度においては全く発生をしておりません。ゼロ件であります。以上です。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） たけのこ自然教室の中の今回の採用といたしますが、人件費の関係でありますけど、これ自体は委託で発注をさせていただきます。その中の

説明資料として、新規雇用で3名と世話人という形で、業者の方で離職者の募集をしていただいて、業者みずからハローワークの方で申請をしていただいて進めていただく予定で計画させていただきます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) つまり、今たけのこ自然教室ですけれども、業者に委託するというのは、このたけのこ自然教室を運営する業者というのがあるんですか。私それがちょっと理解できないんですよ。

その業者がハローワークに新規雇用で3人募集するというんだけど、それは一体雇用期間がどのぐらいなのか。3ヵ月やそこらではその後、失業した後雇用保険ももらえんような雇用形態であってはいかんというふうに私は思いますし、どういう労働条件で雇用していただけるのか、そういうのもぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、10ページ、11ページへ戻りますけれども、政策推進事業で調査旅費の追加で30万、これまだどこへ行くとか決まっていないうような御説明だったんですけれども、まず調査旅費を追加するということであるのならば、その目的、一体どういう目的で調査旅費を組んだのかですね。私、それが今の説明を聞いておってもさっぱりわからないんですよ。何の目的で、どういうことを調査するために組んだのか。どこへ行くということはいいんですよ、別に。まずその目的ですよ。行き先を先に決めて視察を組んでおったら、本末転倒だと思うんですね。まずその目的をちゃんと決めて、それで旅費を組む、これは当然のことだと思うんですが、それも決まっていないうんですか、これ。決まってから予算を組めばいいんじゃないですか、何にも決まっていないうんだったら。何のためにこの30万円という旅費を組んだのか、いま一度御説明がいただきたいんですが。以上です。

議長(齊木一三君) 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 今回のたけのこ自然教室における委託事業の内容でありますけど、期間は21年の11月から22年の3月を予定させていただいております。

その内容については、業者が親子たけのこ自然教室をするのではなく、今計画しておりますのが、大口町の指定文化財である大日塚古墳の所在地を使って竹林の自然教室を計画しております。これに先駆けて、現地の方が非常に荒れておりますので、竹林の間伐、保全の関係の作業を委託事業でさせていただくものです。以上です。

議長(齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) 2回目の質問でございます。

まず後段の方の質問で、計画が決まったら上げればよいという御質問であったと思いますが、

それでは緊急の対応に間に合わないというふうに思います。

さらに、調査の目的、旅費の目的でございますが、各種施策を展開する中でその事業推進のための調査・研究していくということでございますので、より具体的な調査項目については、先ほど申し上げたように今現時点ではないわけですが、そういう施策を今後調査・研究する必要が生じたときにこれを執行してまいりたいということで計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 目的のないものについて予算をつけるというのは、私はちょっと理解ができないんですけれども、私の考えが間違っていますかね。

目的はちゃんとつけた上で予算をつけるのが、本当の予算のつけ方じゃないかなあというふうに思うんですよ。だから、これから突発的に調査しなければならないものが起こるかもしれないということなんですけれども、それだったらそれで、当初からそんなことはわかり切っておるわけですから、なぜ当初予算のときにそういうことを勘案しながら当初予算をつけなかったんですか。締め締めからかしたもんだからこういうことになっちゃったんじゃないですか、現実には。私はそういうふうにしか、これ理解できない。

しかし、町の当初の目的は何だったかといったら、需用費だとか旅費なんかをきちんと精査すると。そういう上で新年度予算は編成したんだと、そういつて説明されたじゃないですか。にもかかわらず、ここへ来て、目的もはっきりわからん、どんなことがあるかもわからんから、とにかく30万円つけてくれというのは、当初予算のときの説明と相反することになるんじゃないですか、今回のこの30万円は。とても理解できないですよ、私は。

これ一遍、当時の議事録は見んでも、多分記憶されてみえると思ひますので見ないでもわかることなんですけれども、そういうふうで当初予算をやってきておるのに、何で途中から、補正予算になった段階で、目的もこれから何に使うのかということもわからんような調査旅費をつけるのか。全然一貫性がないじゃないですか。私はそう思うんだけれども、一貫性があるというんだったら、一貫性があるというふうに説明してください。それだけ聞きたい。

議長(齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) 3回目の御質問をいただきました。

まず、計画なしになぜ計上したかということにつきまして、旅費の性格がまずあるかというふうに考えるところでございます。さらに、当初の中で20万円という金額が妥当であったかどうかというのは、その時点では妥当であったと思ひますが、その後の半年間の計画執行の中で執行したという状況でございます。

一貫性に欠けるというふうには思っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長（齊木一三君） 他にございせんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 明日の学校づくりの補正予算について、るる御質問がありましたけれども、私もちょっと質問させてもらいます。

今までの南小学校の整備のあり方については、PFI方式に断定することじゃなくて、それらは議会と協議をしながら、どういう方法をとるかについては今後の問題だというふうの説明を受けてきたと思うんですけども、具体的に600万円ほどをPFI方式はということかということで委託をしてということで、これだけの予算を執行するということになると、PFI方式をとらない場合無駄銭になりますよね、これ。

とすれば、これはPFI方式を強く探求して、こういう方法をとるとということが非常に濃厚だというふうに受けとめざるを得ないんですね。なぜ、今、議会が勉強中でもある、視察にも行ってきた、そのメリット・デメリット等についても慎重に当局ともディスカッションしながら決めていこうというそのさなかに、これだけの予算を計上するというのはいささか勇み足じゃないかなあというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員の御質問に御説明させていただきます。

既に執行しております分を含めて2,000万円が無駄かどうかということですけど、子供の安全を考えれば2,000万円が妥当であるかどうかということから始まるんじゃないかなと思ひしております。少なくとも、本年度耐震をする日にちはありましたけど、耐震するだけの効果、今後耐用年数等を考えると、10年後にもまた同じような問題が出てくるんじゃないかということで、従来方式による耐震化については保留をさせていただきました。

それで今回、1,400万円ほどの補正をするわけなんですけど、その中には、一つは先ほども言ひましたように、PFI方式が従来方式に比べてどれだけの経費が浮くかという調査も見てございします。

もう一つは耐力度調査でございまして、これの内容につきましては、現在の校舎がどれだけ老朽化してあるか。文部科学省がいう健全な建物、建てたばかりの建物が1万点であれば、その1万点に対して現在南小学校の校舎がどれだけの点数を保有しているか、その規模になるのが4,500点以下であります。4,500点以下になると補助金の対象になるということで、この調査というのはぜひ行わなければならないということもあります。4,500点以上であれば補助金というのはほとんどないに等しいような補助金になりますけど、今後、補助金等を考えますとこ

の調査についてはぜひともやらなければならない。

P F Iが従来方式かというのは、本当に悩むところであります。先ほども言いましたように、経費をとるのか、子供の安全をとって早急に対応するのかというのは、二つの問題で論じられると思いますけど、やはり1,400万円の結果をもって、3月には結果が出るだろうと思います。その結果をもって、また新たな対応というか、従来でいくのかP F Iでいくのかというのはお示ししたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) そうすると、まだ耐用年数が残っているために、従来方式をとるとすると国の建設補助金というのはほとんど期待できないと。全部自費でやらなきゃいけないと、こんな見込みなわけですか。私はそんなふうには思っていなかったんですが。

議長(齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) ちょっと説明不足だったかもしれませんが、現在、南小学校を新たにつくり直そうとして、補助金というのは、先ほど言いましたように耐震の補助金が出てきます。それ以外に、改築しようとする、南小学校の必要面積、例えば5,000平米必要であって、なおかつ南小学校の保有面積が4,800平米だとしますと、残りの200平米に対して新增築の補助金としておりるわけです。それ以外に考えられますのが、正門をいじれば正門の補助金が若干おりるということで、補助金がゼロということではありません。

ただし、最低限それだけはいただけるものであって、それ以上いただこうとすると、先ほど言いましたように、耐力度調査を行って4,500点あるかどうかの結果を待たなければ補助申請もならない。当然その補助申請には、先ほども言いましたように耐力度調査の結果の報告書を添付しなければならないということがありますから、今回はその補正予算としてお願いするものであります。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 耐力度調査のことはわかりましたけれども、P F I方式、これは無駄銭になる可能性もあるわけでしょう。なぜこれは急いで計上したんですか。

議長(齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 本年度の予算編成のときの経済状況と、それから今この段階での大口町の経済状況とは若干違っておるんじゃないかなとは思っております。

というのは、本年度は特例であったかもしれませんが、北小学校建設に当たりまして4億3,000万の執行残を現在持っております。それから、12月補正でお願いすることになるかと思

いますけど、補助金の方が従来予定しておりました1億2,000万から3倍とは申しませんが、近く補助金がいただける内示をいただいております。その他、また7月議会で8,800万、それから今回7,100万円の基金の積み立ての補正をお願いしておりますので、それを合わせると8億を超える基金の積み立てが可能になってきます。私どもの西小学校の工事の執行残が今500万抱えておりますので、いろんなものを集めると9億ぐらいいくんじゃないかなあというふうに思っています。

その基金をベースに予定した工事費で執行すると、従来方式でやってもできるんじゃないか、またPFI方式にゆだねた方がいいんじゃないかというような判断が必要になってきております。という意味で、今回委託料としてお願いしたものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 先ほど来、PFIの質問をいただいているところであります。3月の当初予算で事業の説明をしてきたところであります。

そこで、その時点では従来方式で、基金さらには補助金、さらには起債を抱えていくということ考えていたわけですが、経済状況が大きくさま変わりをしてきて、税収の落ち込みが、前年、さらには前々年と比較しますと、大きく落ち込んできたということがあります。そこで、早急にしなくちゃならない学校施設を早く建てるためには、今その税収を待っていて建てるということになると、なかなか難しい状況が考えられるということもあります。

そこで、PFI、民間の資金を導入してやるということであれば、調査等の時間はかかりませんが、可能な状況にもあるということから、PFIと従来方式の併用で考えながら進んでいくと。その結論は、先ほど課長が申し上げたように、北小学校の建設の請負残が第1工区では3億5,000万円くらい実は出てきております。

さらには、私どもの教育委員会の職員が文部科学省へ出向きまして、本来つかなかった耐震の内容をきちっと説明いたしまして、再調査をして補助金の対象になるという努力を重ねた結果、当初の入が大幅にふえてくるということで、これを町の執行部の方にお話をしながら、それを請負残、さらにはそうした補助金を基金の方に積んでいただきたい。南小学校の方に積んでいただきたい。

それで21年の予算のけつは大体8億から9億ぐら이가基金で積めるのではないかなあというような予測を今しておるところであります。きちっとした数字が固まらないために、今ここで従来方式で町の方をお願いがしていきたいという確証がとれません。ですから、工事請負がすべてある程度めどが立った時点でお示しをして、どちらの方式でいくかというふうに決定をしていくものであります。

ただ、P F Iというのは、半年ぐらい実は事業内容の調査を行います。V F Mというその差益の部分を計算してもらうためには民間のノウハウが要ります。そこで、大体当初は10%ぐらいだろうというふうに見込まれます。しかし実際には、入札行為を行いますとさらに25%とか30%近い数字になるうかと思えます。それを早急に出すという考え方も持って実は補正をお願いしておるものであって、早く私ども結論をつけていきたいと思っておりますけれども、この600万が無駄銭にならないように、今精査をしております。請負残等、それから変更があればその事業の精査をしておりますので、それを待って出していきたいなあというふうに考えております。

ただ、半年かかりますので、その後の補正を組んでおりますとなかなか難しい面もあります。そういう面もあわせながら、今予算をお認めいただいたからすぐにP F Iの委託事業を出すということじゃなくして、この9月の末までぐらいにはそうした結論を出した中で、その委託をしていきたいというふうに考えておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思えます。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） 私も11ページのまちづくりを考える会について、ちょっとだけお尋ねしたいと思えます。

これは先ほど質疑もありましたように、何か24名で構成されるようなことをお聞きしましたんですが、当然いろいろ会議ですとか、あるいは講習会、そういうのを開かれるだろうと思っております。どういう予定で講習会や会議を開かれるのか。

例えばの話ですが、平日の昼間がメインなのか、あるいは土・日、あるいは夜がメインなのか、その辺のところだけちょっとお尋ねしたいと思えます。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 会議の開催する曜日あるいは時間等についてであります。既にある地区からは平日の夜お願いできないかというような要望も聞いております。

そういったことも含めまして、14節では指定管理施設使用料というものもありまして、これは夜間を組んでおります。できるだけ夜間で委員の方がお集まりいただけるように考えていきたいと思っております。平日の昼間は予定しないようにしようと思っておりますので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） わかりました。

要望になります。確かに明日のまちづくり、どちらかというとなら我々の世代はまあ終わったようなものですから、子供たちですとかあるいは孫たちのため、大口町のためにいろいろお考えいただきたいなあと、そんなふうに思っております。

そういった意味で、本当に老若男女みんなで考える、そういった体制が大変大事かなあと思っております。いろんな人が参加できるような御予定をぜひ組んでいただきたい、そんなことを御要望して終わります。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） ないようですので、これをもって議案第64号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第65号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第65号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第66号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第66号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第67号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 1点だけ聞いておきたいんですが、この後期高齢者医療制度ですけれども、これが国の方で廃止されると、多分廃止されるんだろうと思うんですが、私は老人保健特別会計というのが今度は生きてくるんだろうというふうに思うんですが、そういう考え方でよろしゅうございますでしょうか。

議長（齊木一三君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（江口利光君） 特別会計について御質問をいただきましたが、後期高齢者の特別会計がなくなると老人保健の特別会計がまた生きるのではないかという御質問であります。ここらあたりにつきましてはまだ調査しておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） ないようですので、これをもって議案第67号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第68号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第68号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 歳出の方の8ページ、9ページなんです。一般管理費の中の公課費ということで、消費税及び地方消費税で71万円ということなんです。たしか御説明では平成21年から納付することになったというような御説明があったと思うんですが、消費税というのは一体下水道事業の場合、何に対して消費税がかかるんですか。教えてください。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 吉田正議員の御質問に答えたいと思います。

まず消費税でございまして、一般のお話をさせていただきますと、一般の商売の話でいきますと、まず物を売ることによる売上金額が出ます。これに対してその物を売するための仕入れ金額を差し引いた金額がいわゆる課税対象金額になります。それに該当する金額が消費税という形になります。

今回の20年度の決算ベースでいきますと、19年度の分に関しましては還付金があったけれども、20年度につきましては消費税を納めなければならないという形になります。

内容的に言いますと、いわゆる今言いました売り上げというのが、公共下水道事業の中でいきますと使用料がこれに当たるわけでございます。そして、それを売するための仕入れ金額でございますけれども、県の施設で使用料負担金、それから下水を引くための建設工事費、こうい

ったものが対象になります。その中から一応控除額として、工事に充てるべき金額といたしまして受益者負担金を納めていただいておりますし、国庫補助金をいただいております。それから、一般会計繰入金も一部入っております。そういったものを差し引いたものが、結局さっきの売上げの使用料から引いた金額が対象額になるということでございます。

それでもちまして、19年度におきますと、大ざっぱな言い方になりますけれども、いわゆる使用料が1億6,100万円あったものが、先ほど言いましたように仕入れに基づくものの金額、控除する金額が約2億1,400万円というようなことで、結局は一般的には赤字の形になっちゃうんですけれども、仕入れの方が高いということでございますので、逆に還付をしていただいたという形であります。

ところが、20年度ベースになりますと、売上げの金額いわゆる使用料が1億8,900万円、これは決算を見ていただければわかると思うんですけれども、それに伴うところの仕入れ金額、いわゆる維持管理費が1億3,500万円と建設工事費が3億6,900万円、それに対する引くべき受益者負担金、それから国庫補助金、繰入金の一部を差し引きますと、その売上げから引ける金額というのが1億7,900万円ほどになります。となりますと、今言いましたように売上げの方が高くなるという金額になりますので、その差し引きが今度プラスになりますので、いわゆる消費税を納めるという形になるものでございます。

ですが、これはあくまでも平成20年の4月から平成21年3月までの企業会計ベースでの話ですので、20年度に関してはそういうふうに消費税を払うものでございますけれども、21年度はまた納付をするのかどうかというのは、事業を締めてみないとわからないというのが現実でございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 年度年度によってその売上げと経費というのが変わってくるというのはよくわかるわけですが、消費税の課税なのか非課税なのかというその仕分けをやらないと、こういう計算というのは多分できないんだろうというふうに思うんですけれども、一度資料で消費税、例えば今回の71万円払うに至った計算書とありますが、そういうものがもしあれば、また後日示していただければ幸いです。

今のところ町の考え方としては、下水道使用料というのは消費税を新たにそれに5%上乘せるとかいうことではなくて、込みの料金で一応今のところは徴収しておると、それが基本の考えになっているというふうに理解してよろしいわけですね。

議長(齊木一三君) 建設部長。

建設部長兼都市整備課長(近藤定昭君) 先ほどの議案の説明のときにもお話ししましたが、

一応試算をしております。その試算書でよければ提示したいと思っております。

それから今の使用料のお話ですけれども、おっしゃるとおりでございます。使用料につきましては内税という形の中で5%の部分が入っております。それに対して税金を払っていくという考え方です。よろしく申し上げます。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） ないようですので、これをもって議案第69号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第70号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第71号 普通財産の無償譲渡について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第71号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第72号 教育委員会委員の任命について、質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第72号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第73号 教育委員会委員の任命について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第73号の質疑を終了いたします。

続いて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって諮問第2号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、10時55分まで休憩といたします。

（午前10時42分）

議長（齊木一三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時55分）

議長（齊木一三君） 続きまして、認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、質疑に入ります。

初めに、一般会計の歳入について一括して質疑を行います。

決算書の事項別明細書70ページから93ページ、款1.町税から款19.諸収入までであります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 歳入ですけれども、まずページ数がちょっと私あやふやになっておりますけれども、株式等譲渡所得割交付金というのがあります。

調定額が254万8,000円ということになっておりますが、これは多分税率が軽減されているというふうに理解しているわけですが、これが本来の税率だと幾ら町に入ってくることになるのか、ぜひお教をいただきたいというふうに思います。

それから、歳入の中にはないわけですが、私は小学生、中学生の子供がいて、学校の方から学年費等々で毎月口座から引き落としがあるわけですが、小学校、中学校の学年費、要するに教材費等々ですけれども、そういうものというのは一体1人当たり幾らぐらい集めているのか。全体でその金額は幾らぐらいになるのか、ぜひお教をいただきたいというふうに思います。

それからそれに関連して、義務教育というのは無料が原則だということになっております。教科書も無料ですし、それから授業料というのもないですね、小学校、中学校は。しかし、完全な義務教育自体は無料になっていない、それを実感するところです。例えば、文房具類、体操服等、こうしたものも私は無料にすべきだというふうに思います。私はそういうふうに思うわけですが、完全に義務教育については無料になるように、国に対しても教育委員会として働きかけを行ってほしいと思いますし、同時に町の方においても努力をすべきではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上です。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 決算書の72ページ、73ページの株式譲渡所得割交付金について御質問をいただきました。

20年度の決算額は254万8,000円ということで、19年度と比べますと大きく落ち込む結果となっております。この交付金は、本則でいきますと上場株式等の譲渡益に所得税が15%、住民税・県民税合わせて5%を分離課税として、証券会社から国及び県に納付されたものを一定の計算ルールをもちまして県から市町村に交付されるという制度であります。

平成16年から現在の所得税7%、住民税3%という特例措置が適用されております。そして、21年度の税制改正におきましては23年度末まで延長されるという町税の方の条例改正も行っていたところでございます。

本来の税ということで、住民税・県民税合わせて5%を適用した場合の金額ということでございますが、20年度の254万8,000円を元に試算してみますと、420万ほどと試算しております。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田正議員の質問にお答えさせていただきます。

小中学校教材費等幾ら徴収しているかという御質問ですけど、各小中学校ちょっとばらばらでございますので、学年もばらばらですので、平均のみ御説明をさせていただきます。

南小学校が平均で7,675円、北小学校が平均で9,982円、西小学校が平均で1万623円、大口中学校が平均で2万4,909円、いずれも平成20年度の決算ということで御報告させていただきます。

続いて、義務教育は無料にすべきではないかという御質問ですけど、憲法26条に定めております。義務教育は無償とすると憲法ではうたっております。その無償にするという解釈ですけど、それぞれ評価、考え方によって分かれております。無償とするの範囲内には、授業料のみという判例もあります。それから、教科書につきましては他法によりまして、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によりまして、教科書については無料で現在のところ行っております。なお、それに伴います副読本につきましても、町費で行っております。

これを国の方に要望すべきじゃないかというような御質問でございました。そのような機会があればさせていただいても結構かと思っておりますけど、現在のところ、それに伴いまして就学困難な児童・生徒への援助というのは、御存じのとおり行っております。これにつきましては、継続して行っていく所存でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 株式等の譲渡所得割交付金というのは、本来の税率にすると、5%を適

用すると420万円になるということですがけれども、もともと株式等を譲渡するような方々というのは、それなりに生活は多分安定してみえるような方であろうというふうに私は思うんですね。生活に困っていらっしゃるような人が、株の取引をするようなお金は多分ないと思うんですけれども、こうしたものに対して減税をするというのは、私は甚だ遺憾なことだというふうに思いますけれども、町長さんはこの株式等譲渡所得割の交付金について、これに対する税率の軽減についてどういうふうにお考えになってみえるのか、ぜひ伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、小学校、中学校の学年費ですがけれども、これは要するに予算書にはない費用なんですね。ですから、そういう意味では本当に小学校や中学校へ通わせている人じゃないとわからないんですね。

例えば、過去の予算書を私見るわけですがけれども、例えば国民年金の保険料、これが市町村が扱いをしていたときには、たしか一般会計の中に今の保険料については組み入れて行っていた、そういう経過があったようなふうに私は記憶をしているわけですがけれども、これ学校から徴収されるわけですがけれども、しかし給食費も同じように学校の方からこういう金額でというふうで請求されるわけですがけれども、給食費は予算には載せられているけれども今の小中学校の学年費については予算書には載せられていない。これは一体どうしてこのようなことになるのか、私はちょっとわからないわけですがけれども、どうしてこれは載せなくていいのか、その点についても御説明が一度いただきたいというふうに思います。

それから、私は義務教育は無料が原則だということを先ほど言いました。当然、今の学年費等々にあられない文房具費や体操服等々も、私は無料にすべきだというふうに思うんですね。これは学校でしか使わないものは、私は原則的に無料にすべきだというふうに思います。

それから、就学援助の話にも及ばれたわけですがけれども、私も新聞を読んで心を痛めたわけですがけれども、どういうことだったかという、後ろの方に座ると黒板の字が見えない。しかし、眼鏡を買いかえなくちゃいけないんだろうけれども買いかえるお金がない。本当に困っているというような新聞記事も私は見させていただきました。ところが、就学援助のメニューの中には眼鏡の購入費というのは入っていないんだそうですね。これは自前で買わなければならない、そういうものなんだそうです。私は本当に、せっかく就学援助の仕組みがあっても、それだけでは実は足りないんだということとその新聞を読んで本当に驚いたわけですがけれども、自治体によっては眼鏡の購入費についても就学援助の対象にしていく、そういう自治体も今ふえていっているそうですね。東京の方のあたりではそういうことだそうですね、そういうことも私はあわせて考えていかなければならないのではないかなあというふうに思うんですが、町はいかようにお考えでしょうか。教育委員会かな、就学援助については。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 富裕層から弱者に対して支援をしていくということは、新しいアメリカの大統領も施策として考えられておるところであります。今回の税につきましては国の決めることですので、いましばらくは国の行政のあり方を一度見守っていきたい、そういうふう考えております。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 質問が相前後するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

体操服なんか学校でしか使わないものについては、町費で賄ったらどうかという御意見だったと思います。それにこしたことはないだろうと思いますが、教育委員会としてはそのようなことは考えておりません。

就学援助のメニューの中に、私も目が悪いわけなんですけど、眼鏡等の補助が対象となっていないという御質問でした。

現在、就学援助の中で援助しておりますのが、学用品並びに通学用品費、それから修学旅行費、給食費、新入学用品費と、1年生ですけど、それから校外活動費を含んで援助しております。眼鏡については想定しておりません。以上です。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 給食費と歳計現金、要は歳計現金というのは大口町が予算では載せていない、預かるだけというものです。それからこれは歳計現金ではありません。要は私的な費用、学校とPTAとが子供たちに教育力を高めるための費用としてお願いをし、その教材に充てているというものであります。

そこで、いろいろの廃品回収だとか、そういうので集めたものも、今度は子供たちが卒業式のときに記念品等にも回しているということが現実にあります。そうしたものを大口町の予算に載せるというのは、基本的に予算の仕組みから甚だおかしいものではないかなあというふうに思います。

そこで給食費がなぜ載るかというのは、給食費は人件費や維持管理費については公共で持ちなさい。そこで、原材料費については個人が負担をするようにということで今現在なっている関係で、その原材料費を賄うために町が立てかえて購入しているものだから、当然予算に入れてくると。そして出の方にそれを充てていくということですので、予算の関係の御理解をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 町長の答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私の考えを否定するものでもないし、同感いただけただのかなあというふうに私も今聞いておいて思ったわけですが、今後こういうものの対応がどういうふうになっていくのかというのは我々も見なければならぬという点で、本当に一致するわけですが、やはりこういう問題があるものについては、どんどん国の方に意見を言っていくという姿勢も、地方分権ということと言われるわけですので、大切なことではないかなあというふうに思います。また機会があったら、ぜひそういったことについてもどんどん国の方にも意見を言っていたきたいと、こういうふうに思います。

それから小中学校の学年費のことですけれども、以前、私、多分3年か4年か5年ぐらい前に決算のときにもお尋ねしたんですけれども、全体でたしか二千二、三百万円年間集めているというような答弁をいただいたような記憶をしておるわけですが、かなりの金額なんです。

部長さんが言われるように、学校とPTAとの私的なものなんだという御説明ですが、しかし現実的には、そういうものがないと授業もできませんし、それから宿題もできないんです。例えば、ドリルもそうです。1年生から6年生まで使っているドリルも父兄の負担なんです。これは宿題になって、毎日のように出るんです、私の子供などはね。上の子供のときもそうでした。これは明らかに学校で授業で使うものであって、これは私的に使うようなものではないというふうに私は思うんです。

だからそういう意味では、例えばこれ町だけで云々ということも考えていただきたいとは思いますが、町の方についても。しかし、義務教育は原則的には無料なんだと、無償でそれを受けられるんだという大もとに立ち返れば、これは当然そういった費用というのは無償にすべきだと。保護者に負担をかけるということは、逆に言うとおかしいんじゃないか、そういうことだと思うんですが、私はそういうことが現実になっていないわけだからこれは問題なんだということで取り上げさせていただいたわけですが、ぜひ教育委員会として文部科学省等々にも、義務教育については無償が原則だけでも、無償になるように努力してほしいという意見を言うことはできないんですか。一度お願いします。

それから、眼鏡については対象外だというお話ですが、それはぜひ対象にしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田正議員の御質問にお答えさせていただきます。

国への要望の機会があればさせていただきます。

眼鏡は対象外とするという考え方ですけど、知識として初めてお聞きすることです。

ので、また近隣等調べまして、対応できるかどうかということで調べさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 今、同僚議員からも質問がありました。

この総選挙でも、いわゆる大資産家に対する行き過ぎた減税をもとに戻せばかなりの財源ができるというふうに私も日本共産党は主張したところであります、証券優遇税制など半分に今減税がされているわけでありまして、これをもとに戻すと1兆円の財源ができるというようなことであります、大口町でも景気の悪化の中で法人町民税等の確保がなかなか難しくなっているわけでありまして、ちなみに法人町民税の計算を、今までも聞いてまいりましたけれども、町内の企業も下請あるいは派遣、請負、そういう雇用形態が非常に旺盛であります、法人町民税はいわゆる従業員割というようなことがありますね。どの範囲まで、全く正規の従業員の分しか換算されないのか、あるいは派遣や下請、そういうところの従業員の数も換算されるのかどうなのか。言ってみれば町内の企業で働いている正規従業員の数と、それから非正規の従業員の数、これらの変化が及ぼす法人町民税への影響というのはどのようになっているのか、わかる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

それから、成果報告書の21ページには民生費の負担金の表もございます。これは保育料だというふうに思いますが、この内訳をちょっとお聞きいたしますが、前年度比約1.9%減になって9,572万8,340円の保育料徴収をしたということでありまして、延長保育料はこのうちのどの程度になっているのか。延長保育料を取ることにによる保育園運営の効率化といいますか、その影響というのはどのように受けとめておられるのか。

ちなみに、今度の総選挙で、政権与党であった自民党さんは就学前教育の無償化というのをマニフェストに掲げたんです。そういうふうに自民党が今までの考え方を、政府与党すらも変えなければ有権者の政治に対する負託、期待にこたえられないというふうに発想の転換がされているわけですが、保育園を正規の保育料以外にまた延長保育料を課すというような物の考え方は、本当にこれはひどい物の考え方であるというふうに私は受けとめておるわけですが、その辺の考え方については改める気はないかどうか、お伺いしておきます。

それから、細かいことですが、私、決算特別委員会ではありませんのでお聞きをしておきますが、成果報告書の26ページ、民生費の雑入が56.5%減になっておりますし、衛生費の雑入も13.7%減になっております。それから、教育費の雑入については21.4%の増になっておりますが、この原因等を簡潔に御説明がいただきたいと思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 法人町民税の御質問をいただきました。

法人町民税の従業員の算定ということでございますが、正従業員またパートということではなくて、その勤務形態に応じた従業員で換算するということでございます。その詳細については、今手元に資料がございませんので、このお答えでとどめさせていただきたいと思っております。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） それでは、教育の方から先に申し上げます。

教育の雑入でありますけれども、大口中学校の建設に伴いまして野球グラウンドが移築することになりました。そこで、移築をした後、t o t o（トト）の補助金をいただきまして、4,000万の事業の2分の1の2,000万、それで大きく雑入がふえているということであります。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 衛生費の雑入につきまして、減額の理由ですが、決算書の91ページをごらんいただきたいと思います。

91ページの衛生費の雑入の中の可燃ごみですが、備考の4に可燃ごみ（事業系）収集袋の売り上げ収入ということで488万7,000円計上しております。これにつきまして、家庭系につきましては条例を改正していきまして、手数料にさせていただきました。19年度はここで1,400万ほどの収入があったわけですが、それを決算書の75ページの衛生費手数料の中に収納していったというようなことで、衛生費の雑入が減額になっておることですので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 田中議員さんから御質問をいただきました、保育の負担金についてであります。

19年度と20年度を比べますと、19年度につきましては現年分で9,700万4,760円、平成20年度が9,509万7,340円と若干減っているという状況になっております。中身として、このうちの延長保育料が幾ら、それで正規の分が幾らという明細は今ちょっと持ち合わせておりませんので、数字が出るということでしたら、後日また御報告を申し上げたいと思っております。

また、延長保育料につきまして改正の意向はないかということでありましたが、平成19年、それから平成21年度について改正がなされております。平成21年度の4月、今年度の4月からでありますけれども、1時間当たり500円、ただしマックスも500円だということで、月決めの延長につきましては、3歳未満と3歳以上で金額が違いますが、これも前回と比べてそのアップ額が両方ともが2,000円と。3歳未満が3,000円であったのが2,000円ということで抑えてあるということでもあります。

それとまた新しく減免制度も設けてございます。具体的には、母子家庭やら生活保護の家庭についてそういう減免が設けてあるということで、今年度はまた始まったばかりということも含めて、この500円については今のところ改正をする予定はございません。

また雑入、民生費の全体での56.5%ということで、民生費全体はうちの課だけではございませんので、少し時間をいただいております。お答え申し上げたいというふうに思っております。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 今度の総選挙で、各党が子育て支援で競いまして、野党か与党かわからない、もう本当に子供手当を増額するだとか、児童手当を増額するとか、いろいろと言われていましたけれども、いろんな手当としてばらまくのではなくて、子育てしやすい世の中のシステムをつくると、そういうことの方が適切だというのが世論であります。

私はそのように受けとめているわけでありましてけれども、そういう中で、一般質問でも取り上げるんですが、大口町でも未満児などについての保育園の入園を、年度途中で申し込んでもこれがなかなか受け入れてもらえない。御主人の収入が激減する中で、共働きをしなきゃいけないのという方がいることは御承知のとおりであります。

そういう体制をまずきちんと整備するということが必要だと思いますけれども、今、年度途中で保育園を申し込んでも、待機をしてもらっている状況というのはどのくらいあるんですか。

議長(齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 田中議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

一般質問の関係もございましてけれども、今、未満児につきましては相談等は入っておる現状がございまして。通常年少から年中、その部分につきましては待機児童というものはございませぬ。そういった中で、今後も考えていきたいと今のところは思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 厚生労働省の集計でも、以前、私85万人と言いましたけれども、今や潜在的待機児童は100万人、これが日本の全体の状況なんです。

年間、保育園を、公立で認可保育園をふやしたのが全国でたった16カ所、小泉内閣以来、待機児童ゼロ作戦と称して行われてきたものは、公的保育制度の拡充ではなくて、民間にそれをゆだねてやるんだということでありましたけれども、大失敗であったということが歴然としております。

国は公立保育園運営費補助金を廃止して交付税算定するんだということですがけれども、大口

町は不交付団体でありますので一文も来ないと。ちょっと裕福だからといって、保育園の運営費を全額カットするなどということをやるとは、うちの町長は幼保一元化とか、何とか国の補助金を引っ張り出すような方法をもっと研究しろと、こう言わざるを得ないんだらうというふうに思いますけれども、こういう公的保育制度を破壊するような地方いじめについては、私は毅然として国や県に対して物を言っていかなければ、地方の子育て支援の機構そのものが本当に破壊されてしまうというふうに思うんです。

そういう意味では、国に対しても県に対しても、子育て支援の中身をいろんな手当のばらまきじゃなくて、まず社会的な子育てのシステムを、基礎的なものについてはきちんと守りながら発展させると、そのことを優先すべきであるというふうな態度で、私はしっかり物を言っていく必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 再質問でございますけれども、まず待機児童、たまたまけさの朝刊でございますけれども、全国で2万人を超えるという中で、特に待機児童、そういったポイントだけで絞ってまいれば、都市部の中で、愛知県でいいますと名古屋市で五百何名、ちょうどけさ新聞に載っておったわけなんです、そういった部分の中での待機児童ゼロ作戦をこの大口町全体の中へ当てはめるかといった部分は、まだまだ考えていかなければいけないところがあるかと思えます。

さらには、一般質問の中で出てくるかと思えますけれども、地方の子育て支援、こういったものについてはまた回答の中でもお話をさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 先ほどの保育の負担金の回答の中で少し誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど申しあげました9,500万の内訳という話をさせていただきましたけれども、私が勘違いをしております、内訳ではなくて、延長保育利用料につきましては款の12節使用料及び手数料の中で内訳として出ておりますので、数字を申し上げますと、平成19年度につきましては815万6,500円、平成20年度の決算につきましては817万2,500円ということで、変わりはないという数字が出ております。以上です。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） では、2点お尋ねをいたします。

1点目は、成果報告書の1ページでございます。

この真ん中のところに実質収支比率というのがあります。さらにその下の参考：用語説明のところに、実質収支比率というの説明されております。これは大きければいいというものではなく、3ないし5%が適当とされておるといふ解説がされておるにもかかわらず、過去5年間、実質収支比率は7.3、6.3、8.6、9.1、7.0ということでございますが、この実質収支比率についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

それから2点目は、決算書の71ページの不納欠損額でございます。

19年度は2,504万円でした。ことしは半額以下の1,218万9,527円でございます。これは何か特筆すべき理由があったのでしょうか、お伺いします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、主要施策の1ページの実質収支比率について御質問いただきました。

この実質収支比率につきましては、実質収支が黒字の場合はその実質収支比率はどの程度が望ましいかは一概に決しかねる面もあります。特に、当該団体の置かれている状況、あるいは当該年度の経済の状況に影響されるところが大きいというところがございます。しかしおおむね標準財政規模の3から5%が望ましいと言われております。

大口町の過去5年間を見ますと、今この表にもありますように6.3から9.1という状況になっておりまして、この原因を探ってみますと、実質収支額が多いとも考えられます。そんなようなことで、適正な執行に努めるのは当然のことではあります。当該年度での基金への積み立ても、今年度は既に実施いたしております。7月の臨時補正と今回ということで実施いたしております。これによって今年度末の実質収支額を少なくしていくように、実質収支比率が下がっていくという形で今努めておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 決算書の70ページ、71ページ、不納欠損額について御質問をいただきました。

今年度は総額で1,218万9,527円ということで、御質問のとおり、昨年と比べますと約半分以下になっております。不納欠損額はここ数年間2,500万から2,700万円ということで推移しておりました。今年度、特に収納率が上がったとか、残念ながら滞納繰越額も年々ふえているという状況でございます。

不納欠損が減額となりました要因としましては、ここ数年来滞納状況を精査しまして、徴収できない税などを、昨年までで一定の整理を終えたということが要因だと考えております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 実質収支比率でございますが、20年度の場合、不用額が3億円計上されております。

私の試算によりますと、不用額が2億円なら実質収支比率は5.8、さらに1億円なら4.5となり、解説に示すような3ないし5%が適当だということには位置するわけでございますが、不用額が多いというのは職員の努力の成果によるものなのか、また執行できなかったためか、見積もりが過大であったか、理由はいろいろ考えられますが、不用額が多いということは行政サービスの低下につながるおそれがあるではないかというふうに思います。

このような不用額は、19年度にも3億2,800万、それから18年度にも2億8,400万計上されております。この辺については、行政サービスと兼ね合わせてどのようにお考えかお伺いします。

それから不納欠損額については、19年度につきましては先ほど話がありましたように2,504万円、18年度が2,772万円、17年度が2,656万円、16年度が2,589万円で、過去4年間は2,500万円前後でございます。しかし、その前の15年度は1,320万円ということで、5年前の状態とことしがよく似ておるのではないかと私は推察するわけですが、この辺時効とか、それから先ほど、本年度が減ったという理由として、昨年までに精査されて減ったんじゃないかというお話でしたが、5年に一度そういうことをやっておられるのか、その辺のところをちょっとお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 不用額約3億円の執行についての御質問をいただきました。

決算書の2ページにも表示されておるわけでございますが、この要因については、議員が言われたように、いろいろな要因でこの不用額3億円が生じてきたということは否定できないところでございます。

各年度すべて同じ状況だと思いますが、この予算に対しまして支出済額という形で不用額が生じるわけでありまして、この予算が適正か適正でなかったかという議論ではなくて、大体おおむね年内、さらには年度末という形ではありますが、適正な執行がされる中で早目に不用額という形で生じさせないような予算執行、補正を含めまして努めてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

したがって、この金額についてはできることであれば少なく持っていきたいと、今年度以降一段と努力してまいりたいというふうには考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 5年前と不納欠損の状況が似ているのではないかとということござ

います。

時効による不納欠損につきましては、5年を消滅時効としておりまして、今年度の不納欠損につきましても平成15年度の課税分が大変大きな率を占めているということでございます。今滞納等精査する中で、例えば町県民税で町外での滞納者、また軽自動車税における町外での滞納者、こういった方もかなり多くなっております。また、今年度の特徴でしょうか、外国人の方が町におられまして、課税はするわけなんです、そのまま出国された方とか、そういったような滞納状況、かなりそれぞれの事情があります。

そういった関係で、一律にこういった形で5年たったから消滅するというのではなくて、やはりもう徴収できないもの、そういったものは執行停止等によりまして精査し、早い段階といたしますか適切な段階でそういった処理をしていきたいと、そのように考えております。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 一つ申し忘れたんで、すみません。

こういう執行の中で、できることなら基金への積み立ても積極的に行ってまいりたいという考えは持っておりますので、そんなことも考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 先ほど、田中議員からお尋ねがありました民生費の関係の五十何%の減の関係でございますけれども、こちらにつきましては19年度、私ども地域振興課の方で財団法人の民間都市開発推進機構、民都と呼んでおりますが、そちらから住民参加型のまちづくりファンドの資金拠出金を受け入れておりましたものですから、そちらの方が3,900万の入があったということで、それがなくなったということで、こちらのパーセントにはね返ったということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 丹羽勉議員、すみませんでした。

続けてください。

7番（丹羽 勉君） 今、総務部長から御答弁いただきましたけど、基金へ積み立てるとか、無駄遣いをせいという意味ではございませんので、基金へ積み立てるとか行政サービスの低下につながる範囲内でそういう手法もいいかなということと、それから予算を編成するときにはよく精査をしていただいて、不用額が余ったからいいということじゃないと思うんです。やっぱり余るのは足らん始まりですので、ひとつその辺のところもよく御検討をいただいて予算編成をしていただき、そして行政サービスの低下につながることをお願いして、私は終わります。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） ないようですので、一般会計の歳入の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時45分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（齊木一三君） 質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

午前中の公共下水道事業特別会計におきまして、建設部長より答弁を求められておりますので、許可をいたします。

建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 議長さんのお許しをいただきましたので、説明させていただきます。

お手元にお配りしました関係でございますけれども、議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の中で、吉田議員から消費税の控除等、詳細についての説明をということでございましたので、お手元の方に資料を配付させていただきました。

見ていただきますように、平成20年度大口町公共下水道事業特別会計の消費税額の計算ということで、まだ申告しておりませんので（案）ということにさせていただきます。

先ほど御説明申し上げましたように、まず最初に、売上金といたしまして使用料の使用収入が1億8,939万円、これが決算数字でございます。それに対する消費税額を抜いたものが1億8,037万2,000円でございます。

次に、仕入額でございます。仕入額につきましては、収益事業といたしまして、先ほどお話ししましたように一般管理費、維持管理費、それから資本的支出といたしまして建設事業費等でございますけれども、これをトータルしたものが5億1,100万でございます。そうしたものが仕入れ金額になります。ただし、仕入れ金額の中でも対象外の経費がございます。それが次に書いております特定収入額でございます。国庫補助金9,175万円はすべて対象外経費でございます。

それから、繰入金につきましては3億3,000万円入っておりますけど、そのうち職員手当、旅費、需用費等々、ここに書いてありますものは対象経費外でございます。そういったものがトータル1億八千四百何がし、これがございます。

それから受益者負担金、決算数字が6,918万5,000円。これにつきましては、前納報奨金の対

象経費として、いわゆる先にもらっている分がございます。それを差し引いた金額といたしまして6,036万2,000円が対象経費になると。いわゆる平成20年度分の収入額という形になります。

それから繰越額になりますけれども、26万4,971円でございますが、先ほどの課税仕入額と特定収入、対象外経費との計算の案分でございますけれども、15万7,923円を計上いたしまして、いわゆる課税仕入れから引く金額でございますけれども、トータルが3億3,641万1,000円になります。

1枚めくっていただきまして、消費税の計算になるわけでございますけれども、まず国税の方の計算の仕方になりますので、いわゆる消費税は国税が4%、地方税が1%ということでございますので、先に売り上げ、いわゆる使用料等の関係で消費税額を出しますと721万4,880円、それから2番目の課税仕入れに係る消費税額の計算でございますけれども、先ほど出したものをこの段階でいわゆる100分の5で割っておりますので課税対象だけの数字になりまして、それに4%を掛けるということで1,946万7,000円。それから3番目、特定収入につきましても同じように課税対象金額にしまして、それに4%を掛けまして1,281万5,000円のプラスと。これをトータルして足しまして56万3,400円、これが国税に対する消費税額でございます。そして、56万3,400円の4分の1、いわゆる全体でいくと1%になるわけでございますけれども、それが地方税法上の地方消費税になりまして、この計算が14万800円ということで、トータル今の試算上では70万4,200円、税金を納めなければならないという形になります。

還付金額となっておりますが、これは今納税金額の方に訂正願いますけれども、そういったことで今回補正予算の中で71万円を計上させていただきまして、一応9月30日までに税務署の方に申告したいというようなことでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（齊木一三君） それでは、質疑に入ります。

一般会計の歳出に入ります。

94ページから135ページ、款1.議会費、款2.総務費であります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 款・項・目・節でいくと2の1の2の10ということで、町長さんの交際費についてであります。

この帳票には載っておりませんで、実は決算の前に帳票閲覧がありましたのでそのときに見させていただきました。

まずお尋ねしたいのは、5月19日、大口中学校視察来訪者手土産、受け入れ協力お礼というのがあります。これは三喜羅10個かな。一口ワラビ15詰め合わせ3,600円掛ける2というもの

と、三喜羅20個入りを掛ける2、こういう支出があるわけですが、まず、だれが大口中学校に視察にお見えになったのか、それを明らかにしていただきたいのと同時に、我々議員も視察に行くわけですが、視察に行く方が手土産を持っていくということは普通だと思わすわけですが、視察に来られた人に手土産をお渡ししてお送り申し上げるといふことは、あまり私も経験がないわけですが、一体これは、ちょっと私には理解できないわけですが、どなたがお見えになったのか、明らかにしてください。

しかも、この支出調書は鉛筆書きがしてあるんですね。普通ならパソコンで印字されているはずですが、今読み上げた大口中学校視察来訪者手土産、受け入れ協力お礼といふこの説明ですね支出の、これが鉛筆書きされているんです。なぜこれが鉛筆書きされているのか、私にはこれも理解ができません。正々堂々とできるものであれば、当然これは鉛筆書きで後からつけ加えていくのではなく、当然支出調書をつくる折にそういう説明書きが書けて当然だと思わすわけですが、わざわざ鉛筆書きがしてあるんです。

それからもう一つお尋ねしたいのは、懇親会への参加の会費です。

二つあるんですが、7月9日には大口町工業クラブ懇談会費といふことで5,000円支出されています。領収書には懇親会参加者負担金といふことになっております。それから、7月16日に農業委員会懇談会会費といふことで、これは犬山市内の旅館の請求明細書のコピーが添付されています。多分、参加された方の人数で割り返して、1人当たりが7,408円になったんでしょう。7,408円の支出があります。この7月9日の大口町工業クラブ懇談会、並びに7月16日の農業委員会懇談会には、どなたが出席されたのか。これについてもお教えてください。

それから、交際費の支出で一番気になるのは、電報と香典、それからお花であります。

私も各近隣の自治体の交際費の状況をインターネットで見る機会が先日ありました。まず交際費をインターネットでもって毎月毎月公表されてみえる、そういう自治体がふえてきているように思えます。

それからもう一つは、その内容を見ますと、香典の支出は非常に少なくなっています。多分ありますけれども、大口町の町長さんも交際費から支出された香典も持っていくんだけれども、御自分のポケットマネーで出された香典も持って行っておられるんだらうといふふうに私は推察するわけがありますけれども、二重に香典を持っていかれる必要は全くないように私は思うわけがあります。それでだと思わすわけですが、私がインターネットで見させていただいた日進市でありますとか名古屋市等々では、香典の支出がほとんど見受けられませんでした。こうしたものについても、近隣の自治体の状況等々をよく調べていただいて、交際費の支出についての見直しを、私はこれ早急に行うべきではないかなあといふふうに思います。

それから、自治功勞者に対する規定もあると思わすわけですが、自治功勞者の方がお亡く

なりになるとお花を一对、あと香典を幾ら、こんなような規定があったかと思えますけれども、私の身の回りの方でありましたけれども、自治功労者になれる人というのは、町内の住民の人たちすべてがこの自治功労者になれるわけではない。なれる可能性があるのは、役場の職員さんか、それか議員さんか、その程度じゃないんだろうかと。そういう意味では、そういう香典等々の規定というのは非常に特権的なものではないか。こういうものについてはやめてはどうかと、そういう声も実は聞いているところであります。ぜひそうした自治功労者に対する規定も一度検討していただけないでしょうか。

それから、その他の歳出のところで気になったことでありますけれども、臨時的な業務に臨時職員が配置されるということは、私はよく理解できます。今回のように、定額給付金でありますとか一定の臨時的な業務に臨時職員が配置される、これは仕方がない。しかし、恒常的な、ほぼ恒久的な業務なのに臨時職員が配置されるのはおかしいと思います。継続して行われるような業務については、私は常勤職員がそこで仕事をする、これは当然のことです。そういうところで長年働いてみえる臨時職員については、少なくとも臨時職員ではなく常勤的な職員にすべきではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つお伺いしたいのは、町内の関連の施設が幾つもありますけれども、実は電話帳に載っていない施設がありました。私、住民の方から相談を受けて、地域包括支援センターだったか、その施設へ電話しようと思って電話帳を見たんですけれども、残念ながら電話帳に載っていなかったんです。本当にびっくりしたんですけれども、これは載せていかないかとは思いますが、そのほかにも町内施設の中で電話帳に載っていないようなところがないか、一度よく点検をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上です。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、吉田正議員さんから2の1の2の10でページが103ページの交際費について、御質問をいただきました。

5点までが交際費、6番、7番についてはその他ということでございます。

まず5月19日の視察につきましては、だれが見えたかということでございますが、松波文部科学省の副大臣と、それから江崎代議士と警備の2名の方でございます。

それから2番の、行くときに持っていく、来られたときに手土産はあまりないということでございますが、これはあくまであまりないということでございますが、全くないわけではなくて、社会通念上許される範囲の中で支出したというものでございます。

それから、鉛筆書きにつきましては、私もまことに申しわけありませんが、伝票そのものを見させていただいておりませんので経緯がわからないんですが、ボールペンで書くべきところ

を鉛筆で書いたのかなあというふうにも思うわけですが、そこら辺はちょっと状況を確認しないとわかりませんので、明確にお答えできない。

それから4番目の懇談会費でございます。

まず7月9日の工業クラブの件につきましては、町政の報告につきましては町長と総務部長が出て、それから政策調整参事ということで出ております。この会費に伴う方につきましては、町長代理で総務部長が出ております。

それから7月16日でございますが、農業委員会の懇談会ということにつきましては、これは任期満了に伴うというようなことで開催されたものでございまして、これは町長が出ております。

それから5番目の、電報と香典が多いという件でございますが、近隣の状況を見て見直すべきではないかということでの最後の締めでございますが、これも電報、弔電あるいは香典につきましては、過去に町政にいろいろとお働きいただいた方への悔やみという意味合いでございますので、これも交際費の支出については何ら問題はないと思いますし、その中で二重での支出ということで御質問いただいたわけですね。

御存じのように、町長というのは地方公共団体の長としての肩書という形で、大口町という名前で香典を交際費から出させていただいておる、電報を出させていただいておるというものでございますし、同じ方でございますが私人としても、これは私費でございますが、出すことについては何らおかしくないと思っております。

それから、今後どこでも全国津々浦々の自治体もそういう形、経費削減等を含めてそういう大きな流れが生じてくれば、当然考えていく余地は出てくるかもしれませんが、今現状についてはこのような考えを持っております。

それから、自治功労者に対する規定でございます。これは特権的ではないかという御質問でございました。この自治功労者の対象といたしましては、それぞれ町長、それから議員さん、それから副町長、教育委員さん、それからあと議会等で議決もしくは同意を得られた公職の方、消防団長、それから副団長、町職員というようなことで、それぞれ一番短い年数で8年、長い職員で30年ということで、それぞれ表彰条例に基づいて規定があつて、それに該当する方については自治功労という該当者になってくるわけですね。

そういう中で、これらの方々が不幸にして亡くなられた場合について、電報、香典というような形を行っておるわけでございますが、これも全く特権的だというふうには考えておらないところでございます。そういう功績があつた方に対してのものということで、先ほどと重複しておりますけど、支出については改める考えはございません。

それからあと7点目の、継続して行う業務、仕事に対しては正規の職員がすべきではないか、

いかがかというような御質問であったかと思いますが、この点につきましても、これは既に議員さんも御存じかと思いますが、さきに平成17年のときに俗に言います集中改革プランがありまして、17年度から平成22年の4月1日までにおける5年間で、職員の数を5.3%削減ということで示されております。これに基づいて行ってきておるわけですが、そういう中で17年4月が206人だったと思います。これが現在191人ということで、15人ほど減という状況でございます。小さい課ですと2課分に相当するぐらいの数になってくるわけですが、こういう中で、今非常に定数の削減がされて、業務もふえる中で非常に皆さん大変だと思っております、頑張っておるという状況でございます。

そういう中で、町の業務が継続というんですか、恒常的というんですか、そういう業務が非常に多いわけございまして、どこの自治体におきましても、臨時職員で対応せざるを得ない状況であるということは周知の事実であると思います。

そういう中で、議員おっしゃられるように正規の職員でということになりますと、先ほどの集中改革プランとの矛盾が生じてまいりまして、その辺のところをいかに継続性というか恒常性のある仕事を臨時職員以外の方にやっていただくという体制についての難しさというのが現実にあるわけございまして、そういう中で、経費の削減を含めて現状臨時職員の方にやっていただいておりますという状況でございますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（齊木一三君） 行政課長。

行政課長（掛布賢治君） 公共施設の電話帳への記載についての御質問をいただきました。

N T Tの方がどういうタイミングで電話帳の更新をしているのか、十分承知をしておりますけれども、ことしの8月1日発行分につきまして、年明け1月の中旬ぐらいにN T Tの方から問い合わせがあったわけでございますけれども、その中で機構改革が予定をされていまして、そういった中でどの番号を表示する、窓口を一本化するかという検討をさせていただきまして、表示する番号を各課に問い合わせして行ってきたわけでございますけれども、先ほどの御質問にありました包括支援センターの分につきましては、十分こちらの方から担当課の方への問い合わせがされていなかったのかもしれませんが、落ちているようでございます。

今後につきましては、公共施設の電話番号の漏れのないよう、十分に注意して当たってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 交際費なんですけれども、国会議員が来ると、来てもらったらありがたいって手土産を渡してお帰り願うというのも、これも私は特権的なおつき合いの仕方だな

あとということを非常に感じるところであります。そんなことで住民の皆さん方に理解していただけるのかどうか、これは交際費の使い方をインターネットでも何でも明らかにしてもらえれば多分ははっきりしてくるんだらうというふうに思うんですね。今まで公表していないものだからこういう問題が全然問題になってこなかった、こういうことだらうというふうに思うんです。早いところだと、平成17年ぐらいからもう公表しているところは公表しているんですね、ずうっと。町長さんがかわっても。だから、そういう意味では、私は交際費の使い方については毎月毎月、月ごとに公表すべきではないかというふうに思っております。

それから、農業委員会懇談会で町長さんが御出席なされた。こういう懇談会に町長さんが御出席になられることは、私はいいことだというふうに思っております。しかし、例えば議員との懇親会も年に3回ぐらいですか、ありますよね。そういうものについては、実は交際費の支出はないんです。なぜ議員との懇親会については交際費の支出がないのか。しかし一方で、農業委員会との懇談会については、事実上のこれは懇親会ですけれども、そういう支出がある。

で、一方の農業委員会の方にも交際費というのがありまして、これを調べますと1,596円、平成20年度支出されております。つまり、この農業委員会の懇談会についての支出は、この交際費では支出されていない、農業委員会の方では。そういうことが見てとれるわけでありましてけれども、相手によって、これは交際費を支出する、これは交際費として支出しない、そういう差があり過ぎるのではないのでしょうか。私は、これは統一すべきだというふうに思います。

それと同時に、先ほども申し上げましたように、交際費については、町にホームページがあるわけですので、それで公表していただく、そういうことも私は求められることではないかなあというふうに思います。公表することによって、恐らく今公表しておられる自治体の交際費の執行状況を見ますと、香典というのはほとんどないというのに気がつきます。見られるとわかるんです。なぜそれが支出されていないのか。それはやっぱり公表することによって、いろいろな声が住民の皆さん方から寄せられる。そういう中で、そういうものについては支出はどうなのかということが多分考えられてきたんだらうというふうに思うんです。だから、そういう意味でぜひ公表をしていただくようお願いをしておきますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 2点ほど御質問をいただきました。

1番目については、ホームページ、インターネットなどで公表していけばいいんじゃないかということ、2番目と重複するところがあるかもしれませんが、まずもって国会議員の方が見えて、手土産ということについては、今回の視察については、当時大口町のホームページにも載った状況で、ごらんになられたと思いますので、それは周知の事実だったと思うんですが、今回、校舎の視察を含め、それからさらには中学校生徒との対話、教科センター方式の対話も

視察の目的の一つであったということで、成果があったんじゃないかなということで、来ていただいた方へのお礼というようなことで、これも金額自体は今も発表があったように、社会通念上許される範囲の中で支出させていただいたというふうに理解しております。

交際費のホームページ、インターネットなどへの公表につきましては、現時点ではすぐ行きますというふうには断言できないわけでございます。この交際費そのものの性質というのもございますので、必ずしも公表がよしというふうには思えないところもございますので、これについてはそういう御意見も真摯に受けとめていかなければならないかと思うんですが、現時点においてはそう考えるものではございません。

さらには、議員さんとの懇親会とそれから農業委員会の懇談会の差があるんじゃないかということにつきましては、農業委員さんにつきましては大口農政の業務に3年間携わっていただきまして、今度任期満了ということで、大変お世話になりましたという意味合いもあって町長が出席されたというものでございます。議員さんとお仕事の差別をするわけではないんですが、そういう特定の任期をもって特定の業務をやっていただいた方に対する労をねぎらうという意味合いもあって、交際費をもって出席させていただいたというものでございますので、特別差をつけて出る出ないということを決めておるわけではありませんので、御理解を賜りたいと思います。

答弁漏れがありましたら、またお答えさせていただきます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 農業委員会と懇談会で町長さんが出席されるというのは、別に私は何も文句言っておるわけじゃないんですよ。それはいいんですよ、やっていただければ。

だけど、じゃあなぜ農業委員会との懇談会については交際費を支出して、議員との懇談会には御自分で支払われるんですか。それがわからないんですよ。我々議員も任期をもっている職種ですので、変わらないでしょう。今の説明ではだめだと思うんです。

だから、考えてほしいんですよ、本当に。議員との懇談会ではちゃんと御自分で払ってみえるんだったら、農業委員会との懇談会についても御自分で払われたらどうですかということなんです、私の言いたいのは。私はそのことが言いたいだけなんです。いかがですか。

議長(齊木一三君) 酒井町長。

町長(酒井 鉄君) 農業委員会の会費をなぜ出さなかったという話でありますけれども、自分ではちょっと記憶がありません、正直言って。通常の場合には全部持っていっていますので、なぜこういうふうになったのかなあと。今回はたまたまそういう話になったのかなあと、そういうふうには思っていますし、交際費につきましては厳密に、私どもで負担をしていくというこ

とを原則にしていますので、これは何かの間違いじゃないかなあと私は思っていますけれども、今後ともこういうことのないようにしていきたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） ないようですので、議会費、総務費の質疑を終了いたします。

続いて、136ページから169ページ、款3.民生費であります。

ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 民生費の繰出金についてお伺いいたします。

民生費の中には2億7,714万円の繰出金があります。順番にいきます。139ページの国民健康保険に1億2,957万、それから141ページに介護保険で1億2,222万円、147ページに老人保健で851万円、149ページに後期高齢者医療に1,682万円の一般財源からいえば繰り出し、それぞれの特別会計からいえば繰入金が生計上されておりますが、この繰り入れには限度はないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（齊木一三君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（江口利光君） 繰り入れ、繰り出しにつきまして、御質問をいただきました。

まず、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金につきましては、これは法律に基づくもの、それから予算措置に基づくものになっておりまして、一定の基準を持った繰り出しになっております。

それから、老人保健特別会計への一般会計からの繰り出しにつきましては、平成20年度決算では851万8,000円になっております。これにつきましては、老人医療に対しまして公費で負担をする分ということになっております。これは一定のルールに基づいて行っておりますが、最終のものではございません。翌年度に精算をするということになっております。

それから、後期高齢者医療特別会計への一般会計からの繰出金につきましては、保険基盤安定に係るもので、これも法律等に基づくものになっておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（吉田治則君） 介護保険の方の特別会計繰出金でありますけれども、介護保険事業、例えば居宅サービス費を一つとらえますと、それぞれ負担割合があります。国が20%、県が12.5%、市町村が12.5%、それと40歳から64歳の方の保険料が30%、それと65歳以上の保険料が20%と、そんなような持ち分がありまして、個々の介護給付費繰出金等々につき

ましては、それぞれの負担割合で市町村の12.5%分が介護保険の方へ繰り出されるというような状況でございます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) そうしますと、これはみんな法律等に基づくものであって、それぞれの特別会計が不足を来したから繰り出したものではないというふうに理解すればよろしいですか。

議長(齊木一三君) 健康生きがい課長。

健康生きがい課長(吉田治則君) 介護保険を初め、国保、後期高齢者、議員のおっしゃるとおりでございますので、よろしくをお願いします。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) ないようですので、民生費の質疑を終了いたします。

続いて、168ページから197ページ、款4.衛生費から款6.農業費までであります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) ないようですので、衛生費、労働費、農業費の質疑を終了いたします。

続いて、196ページから223ページ、款7.商工費から款9.消防費までであります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) それでは、ないようですので、商工費、土木費、消防費の質疑を終了いたします。

続いて、222ページから275ページ、款10.教育費であります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) ないようですので、教育費の質疑を終了いたします。

続いて、274ページから278ページ、款11.災害復旧費から款14.予備費まで、及び実質収支に関する調書であります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) ないようですので、以上をもちまして一般会計の歳出の質疑を終了いたします。

これより特別会計の質疑に入ります。

特別会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

280ページから284ページ、大口町土地取得特別会計についてであります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町土地取得特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、286ページから300ページ、大口町介護保険特別会計についてであります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、302ページから320ページ、大口町国民健康保険特別会計についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、322ページから326ページ、大口町老人保健特別会計についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、328ページから332ページ、大口町後期高齢者医療特別会計についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、334ページから338ページ、大口町国際交流事業特別会計についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町国際交流事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、340ページから350ページ、大口町公共下水道事業特別会計についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたし

ます。

続いて、352ページから358ページ、大口町農業集落家庭排水事業特別会計についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町農業集落家庭排水事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、360ページから364ページ、大口町社本育英事業特別会計についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、大口町社本育英事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、366ページから385ページ、財産に関する調書についてであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これをもって、認定第1号に対する質疑を終了いたします。

決算特別委員会の設置

議長(齊木一三君) 日程第2、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、大口町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において、吉田正議員、岡孝夫議員、宮田和美議員、酒井廣治議員、土田進議員、木野春徳議員、倉知敏美議員、酒井久和議員、以上8人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8人の方を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、発表いたします。

決算特別委員会委員長に吉田正議員、副委員長に木野春徳議員、以上のとおり決定をいたしました。

南小学校建設準備特別委員会の設置

議長(齊木一三君) 日程第3、南小学校建設準備特別委員会の設置を議題といたします。

大口南小学校の校舎等の施設整備に関する事項については、8人の委員で構成する南小学校建設準備特別委員会を設置し、これに付託して調査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、8人の委員で構成する南小学校建設準備特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました南小学校建設準備特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において、田中一成議員、岡孝夫議員、丹羽勉議員、土田進議員、鈴木喜博議員、倉知敏美議員、酒井久和議員、私、齊木一三、以上の8人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を南小学校建設準備特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、南小学校建設準備特別委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、発表いたします。

委員長に酒井久和議員、副委員長に土田進議員、以上のとおり決定をいたしました。

議案の委員会付託

議長(齊木一三君) 日程第4、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第71号まで、及び認定第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び決算特別委員

会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第71号まで、及び認定第1号については、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

請願の委員会付託

議長(齊木一三君) 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件であります。

大口町議会会議規則第90条の規定により、請願文書表のとおり文教福祉常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日以降は、決算特別委員会及び各常任委員会が開催されますので休会といたします。次回は、9月15日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

(午後 2時20分)

議 案 付 託 表

平成21年第9回大口町議会定例会（9月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務建設 常 任 委 員 会	第62号	大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
	第63号	大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
	第64号	平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第69号	平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第70号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
	第71号	普通財産の無償譲渡について
文教福祉 常 任 委 員 会	第60号	大口町国民健康保険条例の一部改正について
	第61号	大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	第64号	平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第65号	平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	第66号	平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）
	第67号	平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	第68号	平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）
決算特別 委 員 会	認 定 第 1 号	平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

請 願 文 書 表

平成21年第9回大口町議会定例会（9月定例）

番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
1	平成21年 7月29日	学級規模の縮小と次 期定数改善計画の実 施を求める請願書	江南市小杣町長者毛西1 尾北地区教職員組合 執行委員長 櫻井 智	木野春徳	文 教 福 祉 常 任 委 員 会